

平成19年5月9日

総務省総合通信基盤局電波部
電波政策課電波利用料企画室 御中

郵便番号 105-7317

(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住所 東京都港区東新橋一丁目9番1号
(ふりがな) かぶしがいしゃ
氏名 ソフトバンクモバイル株式会社
だいひょう しつこう やく しゃちょう けん しーいーおー ぞん
代表 執行役 社長兼 CEO 孫
まさよし
正義

電波利用との関係 無線局の免許人

郵便番号 105-7316

(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住所 東京都港区東新橋一丁目9番1号
(ふりがな) かぶしがいしゃ
氏名 ソフトバンクテレコム株式会社
だいひょう とりしまりやく しゃちょう けん しーいーおー ぞん まさよし
代表 取締役 社長 CEO 孫 正義

電波利用との関係 無線局の免許人

郵便番号 105-7304

(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住所 東京都港区東新橋一丁目9番1号
(ふりがな) びーびーかぶしがいしゃ
氏名 ソフトバンクBB株式会社
だいひょう とりしまりやく しゃちょう けん しーいーおー ぞん
代表 取締役 社長兼 CEO 孫
まさよし
正義

電波利用との関係 無線局の免許人

電波利用料に関し、別紙のとおり意見を提出します。

はじめに、当該意見募集に関しまして、今回このような意見募集の機会を設けていただいたことに、厚く御礼申し上げます。

問い合わせ等は、下記連絡先で対応致しますので、宜しくお願い致します。

意見書(要旨)

1 用途について

- ① 電波利用料共益費用は拡大傾向にあるが、内容を見直し縮小を図るべきである
- ② 用途の内容やその評価は透明性を確保することが必要である
- ③ 研究開発費は電波利用料を財源にするべきではなく、一般財源でまかなうべきである
- ④ 研究開発費は、用途及び研究開発成果を具体的に公表するべきである
- ⑤ 独立行政法人を研究開発費の委託先とするべきではなく、共同研究先とするべきである
- ⑥ 無線システム普及支援事業等の補助金は交付条件を緩和するべきである
- ⑦ 電波利用料の用途は、負担割合に応じ、配分をするべきである
- ⑧ アナログ周波数変更対策費用を際限なく増やすべきではない

2 料額について

- ① 放送と通信の料額のアンバランス解消を図るべきである
ア) アナログ周波数変更対策費用は放送事業者からの追加徴収する仕組みを更に見直しするべきである
イ) 放送についても全体の帯域における電波利用料を導入するべきである
- ② 3GHz 以下の電波利用料は更に細分化するべきである
- ③ 電波利用料は移動局数・基地局数、帯域に応じた従量制負担だが、上限を設けるべきである

3 制度について

- ① 電波特性係数及び減免係数を導入し、周波数の有効利用率を高めるべきである
- ② 国、地方公共団体等の無線局からも電波利用料を徴収すべきである
- ③ 免許不要局から電波利用料を徴収すべきではない
- ④ MCA などの広域専用電波を利用する事業者は、全体の帯域における電波利用料を負担するべきである

以上

意見書

1 用途について

- ① 電波利用料共益費用は拡大傾向にあるが、内容を見直し縮小を図るべきである

電波利用料共益費用は電波法第 103 条の 3(政府は、毎会計年度、当該年度の電波利用料の収入額の予算額に相当する金額を、予算で定めるところにより、電波利用共益費用の財源に充てるものとする。ただし、その金額が当該年度の電波利用共益費用の予算額を超えると認められるときは、当該超える金額については、この限りでない)に定められていますが、電波利用料の歳入規模を拡大することなく、電波利用料共益費用の用途の内容を根本的に見直し、縮小を図るべきであると考えます。

- ② 用途の内容やその評価は透明性を確保することが必要である

用途の内容やその評価結果は、情報を広く詳細に公開し、その手続きに透明性を確保することにより、更なる電波利用料の効率的な利用を図るべきであると考えます。

- ③ 研究開発費は電波利用料を財源にするべきではなく、一般財源でまかなうべきである

研究開発費(電波法第 103 条の 2 第 4 項第 3 号「電波のより能率的な利用に資する技術としておおむね 5 年以内に開発すべき技術に関する研究開発」)は、実証段階になるまで効果を確認出来ない等のリスクが大きい分野であるため、特定の免許人が負担する電波利用料を財源にするべきではなく、一般財源でまかなうべきであると考えます。

- ④ 研究開発費は、用途及び研究開発成果を具体的に公表するべきである

前回電波利用料が見直された時から現在までの 3 年間(平成 17 年度～19 年度)の研究開発費予算は約 510 億円ですが、用途及び研究開発成果を具体的に公表するべきであると考えます。

- ⑤ 独立行政法人を研究開発費の委託先とするべきではなく、共同研究先とするべきである

研究開発は、無線局免許人が現状の問題点を最も把握していることを鑑みて、主たる無線局免許人である通信及び放送事業者に委託するべきである。独立行政法人情報通信研究機構等は委託先ではなく上記の共同研究先とするべきであると考えます。

- ⑥ 無線システム普及支援事業等の補助金は交付条件を緩和するべきである

ア) ソフトバンクモバイルは、地理的デバイドの解消の施策として、電波利用料を財源とした「無線システム普及支援事業」等による補助事業を活用し、エリア整備を進めてきているところです。しかしながら、当該補助事業の対象地域は、条件不利地域であることが

要件ですが、これらの制度を活用する場合、エリア整備へのハンディキャップを有する事業者にとっては、活用することが難しい制度となっています。電波利用料の受益と負担の公平性を図る観点から、補助金の交付条件の緩和を進めていただくことが必要であると考えます。

イ) 当該普及支援事業においては、現在伝送路費用として有線伝送路の10年間分を補助対象としていますが、有線伝送路敷設困難なエリアも多く、衛星回線や無線方式による伝送路手配についても補助対象とすることも有効と思われます。なおその場合10年間という期限についても見直しを行い、恒久的な光伝送路が整備されるまでの期間とすべきと考えます。

⑦ 電波利用料の用途は、負担割合に応じ、配分をするべきである

受益と負担の公平性により、電波利用料の用途は、負担割合に応じ、通信及び放送事業者へ配分をするべきであると考えます。

⑧ アナログ周波数変更対策費用を際限なく増やすべきではない

平成14年11月21日総務省公表の「放送事業者に対する電波利用料の見直し案に係る意見照会の実施等について」において、アナログ周波数変更対策費用は算定当初は総額727億円を予定していましたが、送受信対策が必要な地域が拡大し、総額約1,800億円に増加することが判明しました。今後、この増額については十分な内容の精査と用途の開示を行い、当該費用の効率的な使用に努め、アナログ周波数変更対策費用を際限なく増やすべきではないと考えます。

また、今後新たな1,800億円を上回る事実が判明した場合は、この超過した費用は放送事業者が支払うべきものであり、電波利用料での用途は認めるべきはないと考えます。

2 料額について

① 放送と通信の料額のアンバランス解消を図るべきである

電波利用共益事務の放送事業者の負担は、携帯電話事業者の負担による依存割合が歳入全体の約 85%を占めるのに対し、約 6%と過度に少なく、受益と負担のバランスを著しく欠いています。このことから、電波利用料全体の負担割合を鑑みて、放送事業者からの電波利用料の負担額を見直し、放送と通信の料額のアンバランス解消を図るべきであると考えます。

ア) アナログ周波数変更対策費用は放送事業者からの追加徴収する仕組みを更に見直しすべきである

平成 17 年度において携帯電話事業の市場規模は約 9 兆円、放送事業は約 3 兆であり、少なくとも携帯電話事業者：放送事業者は 3:1 の割合で負担するべきであると考えます。よって、1,800 億円の 25%、すなわち 450 億円を放送事業者が負担するのが受益に対する公平な負担と考えます。

イ) 放送についても全体の帯域における電波利用料を導入すべきである

放送事業者は現在使用帯域幅に応じた電波利用料を負担していないので、全体の帯域を勘案した電波利用料を負担するべきであると考えます。

(例)2 社が同一のチャンネルを使用している場合は、現状の広域専用電波に係る電波利用料と同じく総合通信局単位の係数を使用し、2 社で共同して負担するべきであると考えます。

② 3GHz 以下の電波利用料は更に細分化するべきである

携帯電話で使用する周波数の特性の違いにより、一基地局あたりのエリア半径が大きく異なり、また建物などへの浸透率の違いから、同じエリアをカバーするにあたって 800MHz 帯基地局と 2GHz 帯基地局数に大きな差が生じています。よって、イコールフットingの観点から周波数の価値を勘案して電波利用料額を定めるべきと考えます。

平成 17 年の電波利用料改正の際、周波数の価値を勘案して 0~3GHz:3~6GHz=3:1 としましたが、今回更に周波数の価値を勘案して 3GHz 以下の帯域においても電波利用料を細分化し、500MHz:1.5GHz:2.5GHz=5:3:1(中心周波数で計算)とし、0~3GHz の総額を仮に 180 億円とした場合は、0~1GHz は 100 億円、1~2GHz は 60 億円、2~3GHz は 20 億円とすることを提案いたします。

③ 電波利用料は移動局数・基地局数、帯域に応じた従量制負担だが、上限を設けるべきである

現在はマイクロセル化するなど事業者独自で周波数有効利用に努めているにも関わらず、一定の周波数帯域内で無線局数が増加すれば電波利用料も増え、インセンティブが働いていない状態です。よって、移動局数、基地局数による電波利用料については上限を設けることを提案いたします。

3 制度について

① 電波特性係数及び減免係数を導入し、周波数の有効利用率を高めるべきである

すべての無線局に対し電波特性係数及び減免係数を導入し、「電波利用料=単価×無線局数×減免係数×電波特性係数」とすることを提案いたします。これを導入することにより、基地局設置を進め周波数の有効利用率を高めれば高めるほど電波利用料が高くなる矛盾を解決することが可能となります。

例として、既に韓国では「電波利用料=単価×加入者×減免係数×電波特性係数」という計算方法を導入しています。

「電波特性係数」として周波数による差を設け、1GHz 未満 1.16 倍、1～3GHz 未満 0.81 倍の数値が設定されています。

また減免係数は、「利用効率減免係数」として周波数1波当たりの平均加入者数を基本収容量(CDMA2000は50万人、WCDMAは150万人)で割った割合によって減免する制度が導入されています。また、他事業者と設備を共同で使う無線局が占める割合によって減免される「共有化減免係数」、及び他事業者との相互接続契約によってローミングの適用される無線局が占める割合によって減免される「ローミング減免係数」といった減免係数も導入されており、これらの減免係数を導入すると最大45%減免されることになっており、事業者にとってのインセンティブとなっています。

周波数有効利用の観点からも日本でも同様の制度を導入するべきであると考えます。

② 国、地方公共団体等の無線局からも電波利用料を徴収すべきである

国、地方公共団体が開設する無線局については、電波利用料の徴収免除等の特例措置が設けられていますが、今日の周波数が逼迫している状況において、システムのデジタル化への移行といった、周波数全体の有効利用を図るための研究開発の推進やシステムの高度化が重要となっており、公益費の利用の公正性を図ることが必要です。また、国、地方公共団体においても電波の有効利用を促すことが重要であり、免許人間の負担の公平性を保つという観点から、無線局数及び帯域幅に応じた電波利用料を徴収すべきと考えます。

③ 免許不要局から電波利用料を徴収すべきではない

無線LAN等小電力無線システムは、一般の利用者が自由に電波を利用できる環境が重要であり、他の無線局に混信を及ぼすおそれがないことから、電波利用料を今後も引き続き徴収すべきではないと考えます。

④ MCA などの広域専用電波を利用する事業者は、全体の帯域における電波利用料を負担すべきである

広域専用電波は、同一免許人の帯域となるため他の無線局が開設できず帯域を占有するため、MCA などの広域専用電波を利用する事業者は、現在の使用帯域ごとではなく、全体の帯域における電波利用料を負担すべきであると考えます。

以上

